

25 監 第 266号
平成25年12月13日

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会 長
(一社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会 長
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会 長
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会 長
(一社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会 長
(一社) 長 崎 県 管 工 事 協 会 長
(一社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会 長
(一社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会 長
(一社) 日 本 塗 装 工 業 会 長 崎 県 支 部

} 様

長崎県土木部長



平成26年経営規模等評価等申請及び平成27年度長崎県建設
工事入札参加資格審査について

標記につきましては、例年ご配慮いただき厚くお礼申し上げます。

平成26年（1月～10月）も、別添要領により実施することといたしました
ので、貴所属業者への周知方よろしく願います。

長崎県土木部監理課
建設業指導班
担当：林
TEL 095-894-3015
FAX 095-894-3460

平成26年の経営事項審査について

公共工事を元請けとして請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。民間工事のみを請け負う場合は申請の必要はありません。継続して受ける場合は、有効期間(審査基準日[決算日]から1年7ヶ月間)が切れないよう注意しましょう。

1. 申請時期、申請方法

原則として、平成26年1月6日(月)から平成26年10月31日(金)までに、下記により申請していただくことになります。

※裏面「平成26年の経営事項審査日程表」参照

(1) 平成25年10月31日までに経営事項審査を受けた者

あらかじめ決算期等を考慮して日時等を指定しますので、その指定日に審査を受けてください。

決算事務処理の遅れ等の都合により、指定日以外の日に審査を希望する場合は、事前に長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに審査日の指定を受けて下さい。(対応可能な範囲での変更になります。)

(2) 平成25年10月31日までに経営事項審査を受けていない者

長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに指定を受けて下さい。

2. 審査対象決算月

平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の決算月

3. 経審の結果通知

経営事項審査の結果通知書の送付は、通常、審査を受けた月の翌月の下旬になります。

4. 各公共団体への入札参加資格申請

長崎県への入札参加資格審査申請は、経営事項審査(経営規模等評価及び総合評定値の請求)と同時に受け付けますので、必ず平成26年10月31日(金)までに審査を済ませてください。

また、他の自治体等への入札参加資格審査申請を行う場合は、それぞれの申請期限や経営事項審査の結果通知までの期間等を考慮した上で、経営事項審査を済ませるよう注意してください。

5. 問い合わせ先

長崎県土木部監理課 建設業指導班

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

TEL 095-894-3015 (直通)

ホームページ <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/>

平成26年の経営事項審査日程表

【長崎会場（長崎・県央・島原管内）】

1 月 : 10日、16日、17日、28日
2 月 : 19日～21日
3 月 : 11日、12日
4 月 : 24日
5 月 : 7日、8日、12日
6 月 : 16日～19日
7 月 : 2日、3日、22日～24日
8 月 : 19日、20日
9 月 : 2日、3日、25日、30日
10月 : 1日、2日、14日、20日～22日、27日～29日

【佐世保会場（県北・田平・大瀬戸管内）】

1 月 : 21日～23日
2 月 : 5日～7日
4 月 : 16日、17日
5 月 : 13日～15日
6 月 : 24日～26日
7 月 : 8日～10日
8 月 : 26日～28日
9 月 : 17日～19日
10月 : 15日～17日

【五島会場（五島管内）】

1月30日、5月15日・16日、9月11日、
10月23日・24日

【上五島会場（上五島管内）】

1月31日、5月20日・21日、9月9日、10月8日

【壱岐会場（壱岐管内）】

1月29日、5月21日・22日、9月10日～12日

【対馬会場（対馬管内）】

1月23日・24日、5月27日・28日、9月4日、
10月2日・3日

※日時の指定を受けていない場合は、必ず表面「1. 申請時期、申請方法」に沿って指定を受けて下さい。

※提出・提示書類等に不備があると審査ができませんので、「経営規模等評価等申請要領」をよく読んで準備をしてください。

平成27年度長崎県建設工事入札参加資格申請における改正点

今までの申請と以下の点が異なりますので、ご注意ください。

1. 経営事項審査で、審査基準日時点で健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかに未加入(適用除外は除く)がある場合は、長崎県建設工事入札参加申請を行うことができません。

平成26年度の長崎県建設工事入札参加申請においては、新制度導入の初年度における緩和措置として、平成25年10月31日までに保険に加入していることを証する書類の提出がある場合には、当該書類と併せて平成26年度長崎県建設工事入札参加申請書を提出することができましたが、平成27年度からは緩和措置終了のため、申請を行うことはできません。